

(令和3年9月03日 Ver.4)

和泉市 新型コロナウイルス対策に関する市立学校の休業等の基準

本基準は、令和2年7月3日付 教保第1480号「〔COVID-19〕児童生徒等及び教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応について」(大阪府教育庁)に基づき、和泉市教育委員会として策定。令和3年8月27日付「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」(文部科学省)を踏まえ、Ver.4に改定。今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改定するものとする。

	感染が判明	濃厚接触者に特定 (保健所にて特定)	発熱咳等の症状あり
児童生徒本人 (教職員含む)	治癒するまで 出席停止	原則として2週間 出席停止(※1)	自宅で休養 (出席停止)
当該学校	保健所の見解を踏まえ、 臨時休業等を判断	休業としない	休業としない
周辺の学校	休業としない (市教委にて判断)	休業としない	休業としない

【休業・閉鎖の判断基準】

- ①感染者が判明し、学校における濃厚接触者等が1人も特定されない場合、休業を実施しない
学校における濃厚接触者等が1人でも特定された場合、
検査結果等判明するまで臨時休業(概ね3日間)とする。検査結果が陽性の場合、さらに休業を延長をする
- ②緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の期間においては、
濃厚接触者等が1人も特定されない場合でも、同一の学級で2人以上の感染が判明した場合は学級閉鎖、
同じ学年で2学級以上の学級を閉鎖する場合は学年閉鎖、2学年以上の学年を閉鎖する場合は臨時休業を
実施する(概ね5日間)

「※1」・・・感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算

児童生徒等の家族に濃厚接触者がいる場合、保健所等関係機関と相談したうえで個別に対応する

◇市立幼稚園及び保育園については、保健所等関係機関と相談した上で個別に対応する